

「2023年度保険士認定」審査委員会による小論文審査の総評

1. 初めに

2023年度の保険士認定制度の応募者は6名で、保険仲立人として営業の第一線（フロント）で活躍している方だけでなく、会員会社の経営企画や、契約計上や保全業務など契約管理といったミドル・バックの業務に携わる方々が、多忙な業務の合間に小論文の執筆に挑戦して頂いたことをたいへん心強く思います。それぞれの担当業務を通しての経験と立場から問題意識を持ち、それをテーマにした小論文を提出していただきました。保険仲立人の価値を高め、顧客に良質のサービスを提供していくことに対する筆者の意欲を感じることができました。これからも積極的に多くの方々のチャレンジを期待します。

審査では、提出いただいた小論文を申請ガイドで案内した観点から採点評価しますが、その目的は、筆者の方が、「保険士（＝保険とリスクマネジメントに関するプロのアドバイザー）」として認定されるにふさわしい見識を有し、顧客などの周りの人々に、自らの考えや提案を説得的に伝えることができるかどうかを、小論文を通して見させていただくということです。

作文を書いたことはどなたでもあると思いますが、小論文といえ論文は作文とは異なるものです。自分の主観的な思いや感情を表現したり、主張を述べたりするのであれば作文でいいのですが、論文では、保険仲立人の社会的意義に関わるような問題提起をして、それに対する自らの答えや考えを、根拠や理由を示して、読者に対して説得的に述べる必要があります。

そうした論文の書き方に関して、毎年、「小論文審査の総評」として、小論文を書く上での具体的なガイドとなるような審査委員からのアドバイスを公表しています。そうしたガイドに沿って、自ら提起した問題とその解決策について説得的な論述ができているかどうかという視点から提出された論文を評価させていただいています。もちろん単なる記述の技術的な側面だけを見るのではなく、応募者の方の業務や業界への前向きな想いや使命感、意欲等を小論文から読み取って総合的に評価しますが、そうした思いを十分に伝える上でも、自らの考えを論文として説得的に論述する為の、作法や基本の形に沿うことが大切です。

今回応募があった小論文に関しては、業務や業界に関する前向きな意欲や使命感を感じ取ることができましたが、残念ながら小論文としての論述面での展開が総じて物足りないという評価となりました。保険士という称号を獲得する為には、今回の総評とこれまでの総評を参照して更なる研鑽を積んで再度チャレンジしていただきたいと願っています。

以下、今般の審査委員会でのコメントの中から、これから保険士認定を受けようとする方々にとっても自己研鑽の指針になると思われる指摘をお伝えすることとします。

2. 指摘事項

- (1) 自らの職務を通して気付いた課題や問題をテーマとすることは、小論文のオリジナ

リテーターの起点となります。但しその場合、自分が論じる事柄について読者に解るように説明し、そこにどのような問題や課題があるのか？ということを序論で明確に示した上で本論に入っていく必要があります。「～とは何か？」や「～の果たす役割は何か？」という問いが提起されても、読み進んでいくとまた「～は～に該当するか？」という新たな問いが出てきて序論と本論が混然としている論文がありました。本論での論理展開が不明瞭となり、筆者が何について論じようとしているのかが解りにくくなっている論文もありました。序論（問いの提起）—本論（答えに向けた根拠や考察）—結論（問に対する答え）という論文の基本形に沿っていただけると読者は読みやすかったと思います。

(2) テーマと論じている内容とがマッチしていることはとても大切です。「リスク環境について」述べるとしておきながら、一部の保険商品を紹介することに本論のほとんどを費やしている論文がありました。テーマとなる問題や課題について打ち出して、その答えや解決策に向けて根拠やデータに基づいた考察の記述が本論として続いていくことが小論文では求められています。調査したり考察したり勉強したりした内容を整理して結論（自分の提言や主張）に至った理由を説得的に論述するのが本論であるということをよく理解して欲しいと思います。

(3) 小論文は、調査レポートや物事を紹介する解説文とは目的が異なっています。自分が調べて得た情報や、経験や知見として持っている情報を記述するだけでは論文としての目的を果たせていません。また結論で主観的な自己主張や意見が表明されていても、本論との脈絡が希薄であれば読者を納得させることは出来ません。自分自身へのしっかりした問いをテーマにして説得性のある答えが結論で示されるように本論を展開することが大切です。論文を書くに際して、序論—本論—結論での論理展開の流れをまず描いてみるのが役に立つでしょう。

(4) 図表を掲載するのは、その図表が、自分が説明したいことやその根拠を補足したり明示したりすることが目的です。また法律や監督指針の条文や文言を引用する場合は、その規程の主旨を汲んで適切に引用しないと、論点が返って曖昧になってしまいます。読者を説得する為に図表や文言を引用することが大切です。

(5) 保険に関連する専門用語・学術用語として使われている言葉を、一般的な文脈で使用する際は、概念の混同を招かないように工夫して欲しいと思います。例として「期待値が上がる」は「期待が高まる」、「移転による」は「工場移転による」というように専門用語の概念との混同を避けるような配慮があったほうが論文の読者は読みやすいと思います。

(6) 形式的なことで基本的な注意事項が3点あります。①ページ番号は必ず付すこと、②挿入した図表の引用先は、図表毎に、統一感をもって明示すること、③自作の場合は「筆者作成」と記載すること、の3つです。基本的な作法として守ってください。

最後に

今回の総評だけでなく、これまでの審査の総評（応募者のなかった2022年度を除き2018年以来毎回公表）とも併せて、皆さまが今後、職業上の意見論述や小論文・論文を寄稿する際などに参考にして頂ければ幸いです。

これまでに保険士認定を受けて称号を与えられた方は全部で24名となりました。今後とも更に多くの方々が、自らの職業体験を通して抱いた問題意識について小論文として論述し、保険仲立人の社会的な価値を高めることに繋がる提言をしていただくことに積極的に挑戦して下さることを期待しています。

2024年1月 2021年度保険士認定審査委員会
米山高生、大村由紀子、平賀暁、十川能行、小町素

以上